

第14回教育委員会（定）

開会日時 令和2年 6月 11日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時35分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	長 沼 豊

出席事務局職員

事務局次長	藤 田 浩二郎	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	近 藤 直 樹	生涯学習課長	家 田 彩 子
教育支援センター所長	平 沢 安 正		

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 では、おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は有効に成立しております。

それでは、ただいまから、令和2年第14回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、藤田次長、湯本地域教育力担当部長、近藤教育総務課長、平沢教育支援センター所長、以上4名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、長沼委員にお願いいたします。

本日の委員会は、1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第34号 東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第34号「東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第34号「東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

資料の「議案-1」をご覧くださいと思います。

まず、議案の提出日でございますが、令和2年6月11日でございます。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

規則の改正の詳細につきましては、教育総務課長の方からご説明させていただきますので、よろしく願います。

教育総務課長 それでは、私の方から説明させていただきます。

画面を展開いただきまして、新旧対照表がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

改正は、いわゆるウェブ会議すなわち教育委員会のオンライン出席をするための根拠を設けるということが目的でございます。

具体的には、「第3条」の次に「第3条の2」を追加いたします。

第3条の2は、委員または関係職員が、映像及び音声の送受信により、即時に関係者間の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、委員会の会議に出席することができるという規定を設けるものでございます。

これに伴いまして、規定整備がございまして、3/4ページのところで、第23条のところ、現行ですと「議場にある教育長及び委員は表決に加らなければならない」とございますが、議場にいらなくても参加はできるわけですので、この「議

場にある」というものを取り外します。

同様に、次のページの第28条第3号の方に「議場に出席した」となっておりますが、この「議場に」というところを削除するという改正をするものでございます。

この改正規則の施行期日は公布の日ということで、本日、議決いただきましたら、速やかに公布したいと考えております。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第34号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。
ここで本日の会議に出席する職員、家田生涯学習課長が入ります。

○議事

日程第二 議案第35号 板橋区教育委員会オンライン出席取扱基準

(教育総務課)

教 育 長 日程第二 議案第35号「板橋区教育委員会オンライン出席取扱基準」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第35号「板橋区教育委員会オンライン出席取扱基準」につきまして、制定をいたしましたので、内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

議案提出日が、令和2年6月11日でございます。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

資料につきましては、「議-2」をご覧いただきたいと思います。

詳細につきましては、教育総務課長の方からご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

教育総務課長 「板橋区教育委員会オンライン出席取扱基準」でございます。

規則改正を受けまして、具体的な取扱基準を定めておく必要があるということで、教育委員会の決定として、こちらの基準を定めるというものでございます。

内容でございますが、第2条のところをご覧いただきたいと思います。

オンライン出席ができる場合としまして、3つ挙げております。

1つが、交通機関の途絶等により会議開催場所までの交通手段が確保できない場合、2つ目が、他の業務等により遠隔地に所在する場合、3つ目が、その他、教育長が必要と認める場合ということになっております。

第2項のところですが、秘密会とする会議については、オンライン出席はできないものとするということです。

第3条のオンライン出席の方法でございます。オンライン出席をしようとする委員は、その都度、事前に教育委員会事務局に連絡をしなければならない。

第2項で、教育長は、会議開始前に通信機器の接続状況を確認し、音声及び映像により相互の発言が認識でき、議論が的確に行える通信環境にある場合に限り、当該委員のオンライン出席を認定するとなっております。

第4条は、通信が途絶えた場合の取扱いでございます。

会議の途中で通信が途絶え、復旧ができない場合は、当該議事以降、オンライン出席の委員は欠席として議事を進めると。この場合において、定足数を満たさなくなるときは会議は不成立となる。ならざるを得ないというものですが、このような取扱いでございます。

その他、第5条で、この基準に定めるもののほか、オンライン出席について必要な事項は教育長が定めるとしております。この基準は決定の日から施行するというので、今日、この場で議決いただければ、今日から施行ということになります。

先ほどの規則との関係がございますので、規則についても、本日、公布ということと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第35号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○臨時代理

1. 意見の聴取について

(臨－1・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理の議題に移ります。臨時代理1「意見の聴取について」、

教育総務課長から説明願います。

教育総務課長 意見聴取でございます。議案作成の段階で、教育委員会に関する事務については、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならないという法律の規定がございまして、これに基づきまして、区長より意見聴取がございました。結論としましては、区長の原案に同意したということの報告でございます。

その決定日が5月25日でございます。教育委員会開催の、やはりいとまがないということで、教育長の臨時代理ということで処理をしたものでございます。

内容につきましては、ページをめくっていただきまして、2ページ目のところですね。議案が9件ございました。

1点目が、一般会計補正予算（第2号）ということです。

それから、それ以外の8件につきましては、工事請負契約、1億8,000万円以上の契約金額の工事請負契約について契約する場合には議会の議決を経なければならないということで、契約案件として議会に提案する案件でございます。

これは舟渡小学校の長寿命化改修に係る工事が4件ほど、それから紅梅小学校ですね、やはり長寿命化改修に係る工事4件ということで、全部で8件の契約案件がございまして、意見聴取がございました。

内容につきましては、補正予算について、若干補足説明をさせていただきます。資料は説明資料の方でございます。

まず、歳入の方でございます。

よろしいでしょうか。

歳入歳出とも、項目としましてはGIGAスクール構想ですね、これが文部科学省の方針で前倒しということで、今年度を実施するということになりました。

それに伴う歳入、国庫補助金と、それから歳出の方は、オンライン環境の整備ということで計上しているものでございます。

それから、もう1つの要因としまして、新型コロナウイルスの感染症の関係で事業を中止せざるを得ないものが学校の行事でございます。

事業中止に伴う経費については、減額補正ということで対応しております。

また、工事の関係ですね。特に夏休みの期間を活用して行う工事については、授業日数不足の関係から夏休みの期間が短縮されるということになりまして、工事の実施期間が確保できないというような事情から、やはりやむを得ず中止としている工事がございます。それらにつきましては、歳出の方で経費を減額しております。

また、これらに伴う国庫補助などについて、歳入の方でもやはり減額という措置をとってございます。

具体的には、歳入の方で、説明の欄をご覧いただきたいと思いますが、①の学校施設環境改善交付金は、これは減額でございます。給食調理室の空調機器を入れる場合の国庫補助がございしますが、中止に係る部分については国庫補助が活用できませんので、そこを減額しております。

②のところ、GIGAスクール関係で、こちらの経費を国庫補助金、合計で

1億9,400万円ほどになります、これが国庫補助でございます。

他の補助の方につきましては、やはり給食調理室の空調機器のところの取組ですね。これが減額になっております。

また、幼稚園補助金のところは、コロナウイルス感染症対策として、消毒液ですとか、空気清浄機などを購入する東京都の補助事業がございまして、その東京都の補助金を計上しております。

一番下の雑入のところでは、中学生の海外派遣事業を中止しますので、参加者負担金が、変更になってございます。

補正額については、プラスマイナスの合計で1億7,700万円ほどの歳入増ということになります。

続きまして、歳出の方でございますが、事業関係ですと、一番上でございます中学生海外派遣事業、こちらの中止に伴います関係経費の減額、それから、その次にオリンピック・パラリンピック大会が延期になっておりますので、その観戦交通費ですね、そちらについても減額。

それから、小学校費の方では、増額はGIGAスクール関係の、ICT関係の拡充整備による増というものです。

また、一方、日光移動教室は中止になりますので、その経費の減。それから、工事関係ですね。外壁の改修ですとか、屋上の防水工事ですとか、あるいは給食室の空調の設置などについては取りやめとなっておりますので、その経費が減額になっております。

教育振興費のところは、長期休業期間中、学校があれば昼食として給食を支給しておりますが、その給食費について、低所得世帯については給食費を徴収していないのです。それをご自宅で昼食代というのがかかるというところに着眼しまして、その分について補助を出すということで、1食500円分の支給をすることで、その経費を計上しております。

中学校費についても同様でございます。

幼稚園費のところ、先ほどの歳入でもございました都の補助事業を活用しまして、保健衛生用品の購入ということで経費を計上しております。

プラスマイナス合計しまして、歳出の方は1億8,500万円ほど増額補正ということになっております。

昨日の区議会本会議で原案どおり可決されてございまして、既にこの補正予算は成立しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1. 人事情報（都費職員・令和2年5月分）

（指－1・指導室）

（区費職員・令和2年5月分）

（総－1・教育総務課）

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「人事情報」については、都費職員については資料のとおりでございます。ご覧ください。
 そして、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総－1」になります。お聞きいただきたいと思います。
 5月31日現在の職員数の一覧でございます。増減は特にはございません。
 補足としまして、2ページ目に会計年度任用職員の職員数がございますが、上から2段目のスクール・サポート・スタッフですね。9名ということになっておりますが、その後、3名追加で任用いたしまして、6月1日現在では12名の配置になっております。
 スクール・サポート・スタッフについては、区立小・中学校全部で15校予定してございまして、残りの3名については、明日、実は採用の面接をいたしまして、7月1日付で配置ということで準備をしているということでございます。
 以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
 よろしいでしょうか。

（はい）

○報告事項

2. 令和2年度「いたばし学び支援プラン2021の進行管理報告」及び「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」のスケジュール変更について

（総－2・教育総務課）

教 育 長 それでは、報告2「令和2年度「いたばし学び支援プラン2021の進行管理報告」及び「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」のスケジュール変更について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 学び支援プランの進行管理報告、それから点検・評価のスケジュールでございますが、一度スケジュールをご案内させていただいたのですが、変更いたします。
 その原因につきましては、資料「総－2」でございます。
 「総－2」のところでは表形式でまとめておりますが、左側が変更後ということで、変更理由につきましては、資料の下の方の2のところに記載をしております。やはり新型コロナウイルスの関係で、在宅勤務等を導入してございまして、一次評価ですね、ここのところについて少しスパンを長くとらないと、この一次評価の作

業ができないということで、そこが第一の要因になっております。

それから、外部評価は、外部ヒアリングの実施方法につきましても、一応、ヒアリング形式で通常の方法と想定はしておりますが、やっぱり少し状況によってはやり方を変える必要もあるかもしれないので、そのようなことで、少し日程的には柔軟な対応ができる日程にということで、少し幅を持たせております。その2つの要因から、全体として後ろ倒しになっているというスケジュールになっております。

教育委員会としての第二次評価につきましても、例年8月から9月にやっておりましたが、これは10月に実施するというに変更しております、教育委員会としての二次評価の結果報告が12月半ばの教育委員会ということで予定しております。

区議会への報告につきましても、例年は12月の第四定例区議会だったのですが、今年度につきましても、年を開けた第一定例区議会の方で報告をするということになります。このような形でスケジュールを変更させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 板橋区教育支援センター臨時開館

(支-1・教育支援センター)

4. 板橋区教育支援センター臨時開館

(支-2・教育支援センター)

5. 板橋区教育支援センター臨時開館

(支-3・教育支援センター)

教 育 長 では、報告3から報告5というところで、「板橋区教育支援センター臨時開館」について、一括して教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 よろしくお願いたします。

3点とも、教育支援センターの開館についてのご報告でございます。

まず、「支-1」をご覧ください。

6月の日曜日3日間、教科書採択の年の定められた展示期間法定展示という形で、3日間、開館をさせていただきます。

続きまして、「支-2」をご覧ください。

こちらにつきましては、板橋区職員の採用選考、一次選考ということでの開館を予定しております。

続きまして、「支-3」をご覧ください。

11月8日になりますが、こちらにつきましては、国勢調査の書類審査作業のためということで、一日開館を予定してございます。

以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 八ヶ岳荘の指定管理者の公募及び選定について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 では、報告6「八ヶ岳荘の指定管理者の公募及び選定について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。

「生-1」をご覧ください。

八ヶ岳荘の指定管理なのですが、指定期間5年間で、今年度が三期目の最終年となりますので、今年度、次期の指定管理者を公募で選定を行っていただくものです。

八ヶ岳荘、現在は、株式会社旺栄が指定管理業者として管理しております。

2番のところで、要綱が別紙1の方に定められております。選定委員会の設置ですとか、組織の委員、選定基準、審査方法が示されております。

3のところで、こちらが要領になります。

実際の審査に係る、一次審査、第二次審査検定基準採点表、集計表等がこちらに載せさせていただいております。

4番の指定期間、同じく5年間で指定をさせていただく予定です。

2ページのところで、これはスケジュールですが、表のとおりのようにしているものです。それをさせていただこうと考えております。

既に委員の皆様ほかからご意見をいただきまして、少しこちらに載せていただいている資料ではまだ修正できていないのですが、実際には別表の、ご意見をいただいたのが、選定基準の別表の2ですね。

ページでいくと、9の下のところに示されているところになるかと思うのですが、見ていただくと、別表2のところの、まず1つ目が3番の安全配慮・危機管理対策というところで、委員の方からコロナ感染症の対策についても入ってはどうかというご意見をいただきましたので、ここではまだ直っていないのですが、このところにしっかりとコロナ感染症対策について記述をしたいと思っております。

それから、5番のところの「魅力ある食事内容の提案・計画及び」というところで、この「安全性・衛生管理」と一緒にはなっているのですが、アレルギー対

策と、より皆さんにとっての魅力ある食事というところも、ここも分けて採点を考えたかどうかというご意見をいただきましたので、そちらも分けて採点表を改めてつくっているところです。

あと、最後に7番のところの野外施設の有効活用というところにも、アウトドアの専門知識についても問うたらどうかというご意見をいただきましたので、ここについても、アウトドアに関する専門的な知識を生かした企画というのを点数のところに入れたいというふうに考えています。

したがって、この別表2に従って、それ以降の採点表、集計表も変えて、また、きちんとしたものを皆さんにお届けできるようにしたいと思っております。

八ヶ岳荘、昨年度のところは、せっかくリニューアルをして、これからというときにコロナでなかなか多くの方の利用というのができなかったもので、今回、このプロポーザルを通して、よりよいオペレーションと、より多くの皆様に利用していただくための選定をしっかりとしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

高 野 委 員 食事のアレルギーについて、榛名の選定をやったときに、委員の中に小学校の先生がお2人入っていらっしゃったんですね。

そのときに、アレルギーに関して、学校の立場ではすごく懸念することが多いので、そこをしっかりとしてほしいというご意見がありました。今回、これを見ると、食事のメニューとアレルギーが一緒の視点になっているので、やはりアレルギーはアレルギーだけで視点を設けるということがとても大事なかと、榛名を経験して感じました。

今、課長の説明を伺って、その点をしっかりお願いしたいなと思いました。

生涯学習課長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

教 育 長 先ほど出たコロナについて、やっぱり3密という部分はきちんと明記をされた方がいいのではないかなというふうに思います。これは計画の段階だと思うのですけれど、その辺の配慮を、言葉等も加えていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

○報告事項

7. 板橋区立郷土資料館の臨時休館について

(生－2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告7「板橋区立郷土資料館の臨時休館について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしく申し上げます。
「生-2」をご覧ください。
郷土資料館の臨時休館についてですが、条例規則第2条本文に基づき、下記のとおり、臨時休館をするということでございます。
6月30日から7月1日まで。
郷土資料館内の定期燻蒸消毒のために休館をさせていただきます。
こちらについては、ここで承認いただけましたら、広報いたばし、ホームページ等にも周知をさせていただく予定です。
以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
郷土資料館は、現在はもう開館しているということによろしいですね。

生涯学習課長 はい。おかげさまで、5月の少し早い段階、30日から開けさせていただいたのですが、お待ちいただいていた方が結構いらしたようで、土曜日、日曜日で100人前後の方が来ていただいたという報告をいただきました。

教 育 長 元に戻るのですが、八ヶ岳荘や榛名は、いつから再開となりますか。

生涯学習課長 はい。八ヶ岳の方は、通常、夏の期間を抽選でやらせていただいている人気の施設なものですから、いわゆる7月20日以降の夏休みの期間については、今までどおり、皆さんに周知をした上での抽選での利用というのを廃止する予定です。
一方、榛名は、八ヶ岳ほどの集中がないので、7月あたりから、皆さんからの予約を受け付ける形で利用をいただいて、いずれにしてもいきなり多くの人というのは難しいので、3密対策をとった上で、管理業者も慣らしの運営をしながら開けていくという方式で、段階的にやらせていただくようにしています。

教 育 長 八ヶ岳、榛名、群馬県や長野県側は、東京から人が来ることについては、その辺の問題というのはないのでしょうか。

生涯学習課長 国全体の基準として6月19日を目安にしているというところで、実は長野県は、それに基づいており、群馬県は、様々群馬県の中で取り決めがあるので、こちらとしては群馬、長野についてこのような段階を経て実施していくと決めているのですが、あくまでも先方の県の受け入れ状況を確認しながら、先方と調整し、利用の受け入れをするというところは確認しているところです。

教 育 長 ありがとうございます。

松澤委員 普通の商業施設などでも、入館のときに体温のチェックなどを行っているところが結構多いですが、そのようなことは検討されているのでしょうか。

生涯学習課長 そうですね。お話にあったような、教育科学館等の施設も、場所によっては検温から、住所、氏名から書いてというところもあるようなのですが、そこまですると個人情報とかの問題もありますので、今、まだそこまでという形では行っていません。

ただ、科学館の中で、お子様参加の「科学塾」というのをこれからやる予定なのですが、この事業に関しては、検温の確認等、何かしらの体調確認は必ずする方向でおります。

松澤委員 皮膚に当てるだけで体温が分かるものがあるので、もし可能であれば、何かあったときに、そのような対応をとっていなかったということになりかねないので、入り口でチェックいただいた上で入館してもらうのがよいと思います。特に宿泊施設はそうだと思います。やっぱり教育科学館等の人が集まる施設は、確実にたくさんの方が来ると思うのですよね。

例えばですが、夏の間、外でお待ちいただく場合も、熱中症対策もあるので、館中に入れるというパターンになる場合は、検温なども検討し、コロナ感染防止に関する対策をとった上で入れていただくとよいと思います。

僕の見たところでは、大手家電量販店などあいったすごく大きな施設で、入館制限をしているところもあったのですが、入館制限がなくなった後は、殺菌の消毒と検温をしてから入館という流れになっていました。そのようなことも民間ではやっっていっちゃいますので、区もやるといいのかなと思います。

以上です。

教育長 それは重要なことですね。

生涯学習課長 はい。

教育長 例えば掲示物だとか、そのようなものもきちんと張られているかとかというところは、チェック項目として、ぜひ進めてみてください。

生涯学習課長 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありませ
んでしょうか。
 よろしいですか。

(はい)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
 ありがとうございました。

午前 10時 35分 閉会